

政府調達(サービス分野)に関する申合せ

平成 7 年 1 月 11 日

第25回アクション・プログラム実行推進委員会

1. 「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）の別紙1に定める調達機関が、1996年1月1日から発効する政府調達に関する協定が対象とするサービス（本協定の附属書・日本国において定められた本協定の適用範囲に限る。）の調達を行うに当たっては、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」を適用するものとする。
2. 但し、上記1のサービスのうち、①「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）が適用となるサービス、②「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用となるサービス、③「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（平成4年1月20日アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用となるサービス、④「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用となるサービスの調達については、その調達に当たり、上記1に関わらず、従前どおりそれぞれの定められた行動計画、措置を適用する。
なお、③のサービスについては、適用となる措置と抵触しない限り、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」を適用し、その範囲については「「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」と個別分野の手続・措置の関係について」（平成6年4月25日閣外審第147号）を適用する。
3. 上記1及び2の各措置は平成8年1月1日より実施するものとする。

(参考：平成6年4月25日閣外審第147号)

個別分野において特別の手続・措置が定められているものについて、本運用指針の措置を実施する範囲

	スパコン	衛 星	コンピューター
3. 調達機関における市場調査のための資料提供招請	—	—	本運用指針を適用
4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請	—	—	本運用指針を適用
5. (1) 年度当初の官報公示	本運用指針を適用	本運用指針を適用	—
5. (2) 年度当初のセミナー開催	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
6. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
8. (1) 隨意契約による旨の官報公示	—	—	本運用指針を適用
8. (2) 公示事項	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
10. 供給者の利便に資するための運用上の配慮	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
11. 調達手続の簡素・合理・効率化	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
12. 調達の透明化に資する情報の公開	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用